

第199回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和4年12月20日(火)
午前10時00分～10時56分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第199回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和4年12月20日(火) 午前10時00分～10時56分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、齋藤 利志子、
鈴木 一史、内田 満夫、
廣瀬 昌由(代理 宮崎 和義)、大角 亨(代理 野田 和史)、
今泉 健司、斉藤 優、牛木 義、望月 昭治
- 4 欠席委員 萩原 清己、茂原 荘一、加賀谷 富士子
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 剣持課長、金井室長、剣持次長、松本次長
建築課 柳澤次長
- 6 議案
第1号議案 玉村都市計画工業団地造成事業の変更(高崎玉村スマートIC北地区の変更)について
第2号議案 館林都市計画道路の変更(3・3・3号青柳広内線ほか4路線の変更)について
第3号議案 沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第199回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝剣持課長)

定刻を過ぎてしまいまして申し訳ございません。

出席予定だった加賀谷県議会議員がお越しになっていませんが、時間になりましたので始めさせていただきたいと思います。

ただいまから第199回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の剣持でございます。よろしくお願いいたします。

なお、コロナウィルス蔓延防止のため、本日皆様のご説明に当たりましては、着座にて失礼させていただきます。

それではまず委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で12名出席されております。したがって、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思います。

それでは開会にあたりまして、小磯会長からごあいさつをお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

皆様、おはようございます。

本日は12月の大変お忙しい中、また、それからコロナ、あいかわらず状況が懸念されるところでございますけれども、第199回群馬県都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議案でございますけれども、次第のとおり、審議案件が3件予定されているようでございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

(剣持課長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

これより議事に入りますけれども、議案の説明の方は、事務局の方をお願いしたいと思いますのであらかじめよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日の議事録署名人を、お二方決めさせていただきます。今回は、斎藤利志子委員と鈴木委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議案審議につきまして傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いしたいと思います。これにつきまして、事務局の方から説明をお願いします。

(剣持次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開することを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今の御説明のとおり、本日の議案につきましては、公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴人1名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(剣持次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が1名でございます。

(小磯会長)

傍聴者の方には、先ほど事務局の方からお配りしていると思いますけども、傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いいたします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただくことがございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第1号議案「玉村都市計画工業団地造成事業の変更（高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の変更）」について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(都市計画課・松本次長)

それでは、第1号議案、「玉村都市計画工業団地造成事業の変更（高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の変更）について」ご説明いたします。お手元の議案書2ページと合わせて、添付図面の図1またはスクリーンをご覧ください。スクリーンには、玉村都市計画区域の中央を総括図としてお示ししております。

緑色の線が関越自動車道、紫色の線が国道354号、青色の線が主要地方道、茶色の線が一般県道を示しております。また、図面中央に赤い丸で、玉村町役場を示しております。

今回、工業団地造成事業を変更する箇所は、変更区域とお示ししております。図面左下の赤線で囲まれた区域となります。関越自動車道高崎玉村スマートインターチェンジ北側、国道354号沿線に位置しております。

お手元の議案書3ページをご覧ください。

変更理由につきましては、お手元の議案書の3ページに記載しておりますが、本地区は県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープランにおいて産業拠点として位置付けられています。また、主要幹線道路に加えて、高速道路網へのすぐれたアクセス性を有する土地の区域であることから、県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープランに基づく適切な土地利用規制誘導を行っていく必要があり、玉村町では、昭和48年1月に首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けるとともに、首都圏整備計画において、計画的な市街地整備や産業立地等を推進するとされています。

産業用地として、利便性の高い操業環境の創出と保全を図るため、令和2年11月3日に、都市計画法第12条で規定する工業団地造成事業として都市計画決定し、工業団地造成事業を進めているところです。

今回地区内における公共施設の詳細検討結果に基づき、幹線道路である国道354号に接続する地区内道路に右折車線を追加するなど、公共施設の配置及び規模等を変更するものです。

変更区域についてご説明いたします。お手元の添付図面図2、またはスクリーンをご覧ください。

区域をお示しする計画図です。赤線で囲まれた区域が都市計画を変更する区域でございます。この区域の面積は約19.6ヘクタールで、今回の変更により、区域の変更はございません。

公共施設配置計画についてご説明いたします。お手元の議案書2ページと合わせて添付図面図3、またはスクリーンをご覧ください。

工業団地造成にあたり、道路、公園及び緑地、調整池の配置及び規模を図面のとおりに定めています。

灰色で道路、緑色で公園及び公共緑地、水色で調整池をお示ししています。

道路については、適正な街区を形成するよう、幅員6メートルから14メートルの区画道路を配置しています。

変更の詳細についてご説明いたします。

スクリーンでは、変更前との比較ができるように、新旧対照図を映しております。

今回変更するのは、主に幹線道路である国道354号に接続する区域内道路について、交通の円滑化を図るため右折車線を追加し、道路の幅員を12メートルから14メートルへ変更するものです。あわせて、工業団地造成事業の進捗にあわせて、詳細測量した結果や、町と県企業局との調整結果を踏まえ、調整池周りの道路を調整池面積に含めるなど、今回の計画に反映させ、宅地の利用計画の面積について変更いたします。

また、当初工業団地造成事業として決定した際には、工場用地内に公共施設として、計画書に緑地を記載しておりましたが、その部分を含め分譲する計画に変更となったため、公共施設から変更いたしました。

また、スクリーンにお示ししている公共施設配置計画図右下及び調整池南側の公共緑地を新たに公共施設として追加します。さらに、区域内の町道についても、今回の変更にあわせて、公共施設として位置づけるため追加するものです。

スクリーンには、玉村町決定の地区計画の地区整備計画図をお示ししています。

当初公共施設として記載されていた緑地は、玉村町決定の地区計画の地区施設として位置付けがあるため、工場立地の際は工場立地法により、緑地を含む環境施設として整備されること担保されており、周辺民地への影響に配慮した緩衝帯としての機能は保たれます。

添付図面の4、またはスクリーンをご覧ください。

ただいまご説明しました第1号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、公述の申し出及び意見書の提出はございませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第1号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

よろしいでしょうか。

確認したいことが幾つかありまして、一つはこの地区のハザードマップ上の位置付けですね。それを確認したいということと、調整池の能力、調整能力がどれぐらいあるのかということ踏まえて、この地区全体の排水計画、どのように集めて、どこに流すのか。一級河川滝川に流すと書いてありますが、分譲が終わって、工場が立地して、例えば、まず雨水をどれぐらいの確率で計算されているのかということと、それからこの調整池の能力、それから全体的なその排水計画の流れですね。それを確認したいと思っています。

それともう1点、図面だとちょっとわからないのですが、この地区に入る既存の住宅地

のちょうど真ん中に民地側とつながる9.5メートルの区画道路がありますが、その道路の隅切りが見えないのですが、片隅切りになっているのかな。それを確認したいと思うのですが、この2点、ご説明願えますか。

(小磯会長)

それでは、担当の方から説明をお願いします。

(事務局)

はい。それではまず、調整池の調整容量ですが、1万8,500t以上で、許容放流量が2.849トン/毎秒として計画をしております。調整池の放流先は一級河川滝川となります。

調整池に何年に1度の大雨を想定しているのかということですが、30年に1度を想定しております。

それからハザードについては、浸水想定区域になっておりまして、ほとんどの部分が0メートルから0.5メートルというところになります。

排水計画、雨水についてはいったん調整池に貯めてということになります。工場の排水については、下水道はありませんので、各工場にて水質基準以下に処理した後に、排水路などを経由して公共用水域に排水することになります。

(小林委員)

工場の下水はいいのですが、雨水は全部南の方に暗渠かなにかで流して行って、調整池に入れるということで理解してよろしいですか。

(事務局)

はい。

(小林委員)

ありがとうございました。

(事務局)

あと隅切りですが、委員がおっしゃっているのは、地区施設の区画道路の地区外に接続する部分ですか。

今スクリーンでお示ししています右側に地区名と四角囲いのあるその左側の道路の、横に来ているのと縦に来ている区画道路とぶつついた先の右側の地区外の道路との隅切りがあるかどうかということでしょうか。

現計画では、地区外となりますので、この計画の中には隅切りが含まれていないという状況になります。

(小林委員)

通常は接しているのですが、両側で片隅切りにならないのが理想的ですけども。

ありがとうございました。

(小磯会長)

他にご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

(異議なしの声)

(小磯会長)

では他にご意見、ご質問、また異議がないというようなお声もございました。

それでは、この第1号議案につきましては、原案のとおり決定するというご異議ないでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

ありがとうございます。

それではご異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続きまして第2号議案「館林都市計画道路の変更（3・3・3号青柳広内線ほか4路線の変更）」について」を上程いたします。

事務局の方からご説明をお願いいたします。

(松本次長)

それでは第2号議案、「館林都市計画道路の変更（3・3・3号青柳広内線ほか4路線の変更）」について」ご説明いたします。

まず本件は、昨年12月に開催した都市計画審議会において否決となった案件です。否決となった背景としますと、変更路線の一つである都市計画道路3・4・46号北成島線の必要性とその周辺道路の整備方針について、住民からの意見があるなど、地元説明が不十分ではないかというご意見を委員からいただいたものでございます。

そのため県としましては、都市計画道路3・4・46号北成島線の必要性とその周辺道路の整備方針について再度地元説明会を開催し、住民の方々の概ねの理解を得ることができたことから、昨年12月に付議した都市計画案により再度付議させていただくものでございます。

それでは内容について説明いたします。

お手元の議案書5ページとあわせて、添付図面の5またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更路線を含む館林市を中心に、総括図としてお示ししております。例えば市役所を赤い丸で示し、東側には緑色で示した東北自動車道が縦断しています。

今回変更するのは、赤い色で示した都市計画道路3・3・3号青柳広内線ほか4路線で

あり、県は今回の都市計画の変更を踏まえて、国道122号館林バイパス整備事業を進める予定となっております。

はじめに、都市計画道路3・3・3号青柳広内線についてご説明いたします。位置としましては、スクリーンの青点線で囲った部分になります。

青柳広内線は、国道122号館林バイパスの一部を形成し、都市計画道路3・3・1号南部幹線から、都市計画道路3・3・4号五号線までを環状に連絡し、開通することにより周辺の交通渋滞の緩和などが期待される幹線道路です。

添付図面の図6と7、またはスクリーンをご覧ください。

道路の計画線は変更前を山吹色、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。なお、図面右が北となります。

青柳広内線は、南部幹線との交差点を起点として、3・4・14号館林邑楽線、東武鉄道小泉線と交差し、北側に向かっていきます。

それでは変更内容について説明いたします。スクリーンをご覧ください。

変更点は3点あります。

1点目は、一般部の幅員について、沿線環境への影響を最小限とするため、国道122号館林バイパスの事業区間について、中央分離帯幅を2メートルから1.5メートルに見直し、全体幅員25メートルから24.5メートルに変更します。

2点目は、構造形式について、東部小泉線との交差点を災害時の通行を確保することや、コスト縮減などを目的として、アンダー構造からオーバー構造に変更します。

3点目は、延長について、この後説明いたします南部幹線の交差点部の構造変更に伴い、延長が増えるものです。

次に都市計画道路3・4・46号北成島線について説明いたします。

位置としましては、スクリーンの青点線で囲った部分になります。

添付図面ですと図7となりますが、スクリーンでは説明用に拡大しておりますので、スクリーンをご覧ください。

今回館林市が一部の区間を廃止する西部三号線のうち、青柳広内線から国道122号までの区間について、北成島線として決定します。また、青柳広内線と北成島線との交差点をより安全な形状にするため、線形を変更します。なお、青柳広内線と国道122号の交差点は、東武伊勢崎線の影響により既決定のとおり立体交差となりますが、北成島線の決定により、青柳広内線と国道122号の接続が確保されることとなります。

次に、都市計画道路3・3・1号南部幹線、都市計画道路3・4・14号122号線、都市計画道路3・4・14号館林邑楽線についてご説明いたします。

位置としましては、スクリーンの青点線の部分になります。

こちらについても、添付図面ですと図6、図10となりますが、説明用に1枚にまとめましたので、スクリーンをご覧ください。

南部幹線は、国道354号の一部を担い、板倉町、館林、邑楽町を東西に横断する幹線道路です。今回、青柳広内線との交差点部について、将来交通量推計結果等を踏まえ、構造形式をオーバー構造から平面交差構造に変更します。なお、一般部の道路幅員は変更ありません。

続いて、都市計画道路3・3・16号122号線について説明いたします。

都市計画道路122号線は、すでに供用開始している国道122号バイパスのうち、埼玉県境から南部幹線までの区間となりますが、先ほどご説明した接続する都市計画道路3・3・1号南部幹線の平面化に伴い、計画延長、交差点形状を変更します。

また、都市計画道路3・4・14号館林邑楽線は、国道122号の現道を形成する都市計画道路3・4・6号西部二号線から西側に延びて青柳広内線と交差する都市計画道路ですが、車線数が定められていなかったため、現在の規定に基づき、今回車線数の記載を追加します。

最後に南部幹線についてですが、位置としましては、スクリーン右やや下の青点線の部分になります。

添付図面の図8またはスクリーンをご覧ください。

南部幹線については、館林インターチェンジ東側の市道4342号線との交差点部において、整備計画がない区域が一部、都市計画道路の区域となっている区域がありましたので、今回、道路の区域に合わせて変更いたします。

添付図面の図11、またはスクリーンをご覧ください。

続きまして、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、令和3年9月17日から10月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、館林市からは今回の変更について「異存ない旨」の回答をいただいておりますが、館林市都市計画審議会の意見が付されておりますのでご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

館林市都市計画審議会からのご意見は、「都市計画道路3・3・3号青柳広内線と都市計画道路3・4・46号北成島線の交差部から東側の青柳広内線の整備計画が未定の中で、4車線である青柳広内線から2車線の北成島線を経由して国道122号に接続する場合、車線数の減少により交通への影響が懸念される。そのため、北成島線の整備にあたっては、交通への影響を十分考慮していただきたい。」というものでした。

今回、県が整備を予定している青柳広内線と北成島線の整備が完了した場合の交通量は、あくまで推計値ですが、青柳広内線のうち、市道1-6号線との交差部までが約1万8500台であるのに対して、市道1-6号線との交差部から北成島線を経由して現道の国道122号に接続するまでの区間の交通量は、9100台となっています。

これは市道1-6号線により、一定の交通量が分散することが主な理由と推定されます。

そのため、北成島線の車線数は、道路構造令に基づき2車線で計画しています。なお、車線数については、令和4年2月に公表された最新の交通量の推計を行い、2車線による整備が妥当であることを確認しております。

添付図面の図11、またはスクリーンをご覧ください。続いて、令和3年12月22日の都市計画審議会ですが、こちらについては、地元の調整不足のご心配をいただき、否決となりました。そのため、令和4年5月19日に地元説明会を開催し、賛成30名、反対名1名と概ねの理解を得ることができたことから、今回改めて付議させていただくものでございます。

いずれにしましても、事業の実施にあたっては、引き続き地元の方に、丁寧に説明しながら進めていく必要があると考えております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいまご説明がありました第2号議案ですが、ご意見、あるいはご質問があればお願いいたします。

(小林委員)

昨年のお話をぼろげながら覚えていますが、交通量の捌きとかの説明があって、いろいろ努力されて、こういう形になったと思うのですが、地元説明会で反対1名の方がどういう形で反対をされているのか、共有しておきたいと思っています。

(事務局)

先ほど説明したとおり賛成30名、反対1名で、この1名の方の反対の理由ですけれども、国道122号には北成島線ではなくて、青柳広内線を延伸して平面交差とするべきというお考えで反対されたということです。

(小林委員)

ありがとうございます。

その議論が昨年もあったような気がするのですが、令和2年の交通量調査で7,000台、一歩手前のところで捌けるということだったのですが、4車線を2車線にしてもいいということで。道路の形状を見ると、確かに平面的には曲がっているよりそのまま延伸した方がいいというのが、普通の方の見方ですね。

令和2年のトリップ調査で、7,000台と6,000台で、それを捌けない、捌けるといのは確実なのでしょうね。

(事務局)

はい。

(小林委員)

ありがとうございます。

結構努力されて、アンダーパスをオーバーパスにしたりとか。

わかりました。ありがとうございます。

(小磯会長)

その他にご質問、あるいはご意見があったらお願いいたします。

(異議なしの声)

それでは、他にご意見、ご質問、またご異議はないようですので、第2号議案につきましては、原案のとおり決定するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それでは、ご異議ないものと認めまして、そのように決定をいたします。

続きまして、第3号議案「沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(建築課・柳澤次長)

それでは第3号議案について、建築課柳澤から説明させていただきます。

はじめに、お手元の議案13ページをご覧ください。

本件は、平成23年に建築基準法第51条ただし書き許可を受けた沼田都市計画区域内の産業廃棄物処理施設について、敷地を増加する計画であることから、その敷地に係る許可に際し、許可権者の群馬県知事が、都市計画上の支障の有無を付議するものです。

続く14ページをご覧ください。

表に示す施設概要ですが、名称：沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域：指定なし、申請者：㈱リ・フォレスト、所在地：沼田市石墨町字新田割2109-1ほか3筆、敷地面積：2,334.68平方メートル、処理能力：木くずの破砕：1日あたり119.2トン、主な施設：一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設、申請にかかる建築物は、増築1棟と新築1棟、既設2棟、1.作業所、2.事務所、3.トイレ、4.休憩室、合計床面積としまして531.65平方メートルでございます。

また、表の下は、付議理由を記載しております。

理由：本施設は、処理能力1日5トン以上の木くずの破砕施設であり、建築基準法第51条のその他の処理施設に該当することから、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものである。

続きまして、議案書添付図面12ページの図12またはスクリーンをご覧ください。

沼田都市計画図を横長でご覧いただき、図面上側、やや左で申請地と図示された赤い部分が今回の申請地です。

申請地は、関越自動車道の北側で、薄根幼稚園や薄根中学校から直線で約1.2キロメートル離れた場所に位置しています。

搬入搬出は、緑色の線のとおり、国道291号線、県道265号線から申請地へ接続する市道を通行する経路となります。

なお、敷地は沼田都市計画において、用途地域の指定のない地域となっています。

続く添付図面13ページの図13、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは付近見取り図で、赤く塗りつぶされた場所が申請地です。凡例としまして、黄色の着色は住宅、青色の着色は工場を示しております。

申請地から50メートルと300メートルの表示は、群馬県廃棄物処理施設等の事前協議に関する規定に基づき、50メートル以内の居住者全て、300メートル以内の居住者の5分の4の合意取得範囲を示しており、本県では300メートル以内のすべての居住者から合意取得済みであることを確認しています。

続きまして、14ページの図14、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは配置図です。横長でご覧ください。

赤い線で囲われた部分が申請地で、右側の薄く黄色で着色された部分が今回の廃棄物処理施設の敷地として拡張する部分です。

搬出入路は、図面右側の市道24号線、幅員7.5メートルです。

建築物は、左側から、水色で示した既存作業棟がありまして、この下のオレンジでハッチングされた部分を今回解体し、黄色の部分を増築する計画となっています。また、図面中央の赤色で示した既存事務所を解体し、図面上側の黄色の黄色で示した事務所を新築する計画です。なお、新築事務所左側のトイレと休憩室は既存を利用いたします。

車両につきましては、図の右側の市道24号線からの出入りとなります。1日あたりの車両の出入りは、搬入8台、搬出3台、計11台を想定しており、中央やや右の桃色の部

分が、搬出入作業のための駐車待機スペース3台となっております。

雨水排水は敷地内浸透処理としています。敷地中央付近に既存の集水桝と浸透桝がありますが、沼田市との協議により、今回新たに市道境界に沿って集水桝と浸透桝を設ける計画としています。

続く15ページの図15またはスクリーンをご覧ください。

こちらは敷地内の作業動線図となっております。横長をご覧ください。

敷地右側の①と示されました部分から木くずを搬入しまして、台貫で計量した後に、②の破砕処理前ストックヤードに一旦保管、③の破砕機に投入、破砕処理が行われます。

破砕処理後の木材チップは、④のふるい機にかけ、オーバーサイズであった場合は、再度の破砕処理、ふるい後の細かい木くずは、畜産業の敷料や園芸の土壌改良材に使われます。また、ふるい後は、⑤の磁選機により異物が取り除かれ、⑥で一時保管し、発電燃料用の木材チップとして、今回拡張する敷地部分から搬出されます。

続く、添付図面16ページの図16またはスクリーンをご覧ください。

処理前処理後の廃棄物のイメージとなります。

左上の写真は、工事現場などから産業廃棄物として搬入された廃棄物のイメージです。下の写真は、造園業者などから原木や剪定枝など、一般廃棄物として搬入された廃棄物のイメージです。これらの木くずが破砕処理され、発電燃料用のチップや畜産業の敷料などとなります。

続く17ページ、図17またはスクリーンをご覧ください。

本件廃棄物処理施設の設置手続きの概要となります。横長をご覧ください。

左上の廃棄物処理施設の事前協議につきましては、沼田市及び県の関連部局による現地調査や技術指導を実施し、令和4年1月31日付けで終了しています。

建築基準法第51条の許可手続きといたしましては、本年9月29日付で一般廃棄物処理施設の許可に係る沼田市都市計画審議会の答申をいただいております、ただいまご説明しました産業廃棄物処理施設の敷地位置に関し、本日の群馬県都市計画審議会の議を経て許可をしたいと考えて、その他の手続きとしましては、廃棄物処理法に基づく施設の変更許可、建築確認等の手続きを経て、年明け、令和5年2月頃着工し、令和5年6月頃からの稼働を計画しています。

添付図面の説明は以上となりますが、補足説明をさせていただきます。

群馬県では、「産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査基準」を定めておりまして、位置の妥当性、搬出入路の妥当性、施設計画の妥当性及び環境・公害対策の妥当性、以上4つの基準を定めております。

本件申請においては、位置の妥当性は、用途地域の指定内のない場所で、周辺には工場等が立地しており、沼田市の都市計画マスタープランにおいて支障がなく、平成23年に許可を受けた敷地であることから、妥当なものと考えます。

次に、搬出入路の妥当性につきましては、国道や県道と適切な道路幅員を有する経路が確

保されております。

次に、施設計画の妥当性については、敷地を拡張することにより、作業車両の待機スペース、それから、従業員駐車場等がより適切に確保されます。

環境・公害対策の妥当性としましては、大気汚染防止法や騒音・振動規制法等の規制値について、生活環境影響調査の結果、規制値内であることを確認しています。

以上、本件は、敷地拡張後も許可審査基準に適合しており、本施設の敷地が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものです。

第3号議案の説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいまご説明がありました第3号議案につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いいたします。

(小林委員)

まず確認したいのですが、処理能力は上げていますか。

(事務局)

処理能力は上げておりません。

(小林委員)

わかりました。

それでは、産業廃棄物と一般廃棄物の処理の内訳といたしますか、そういうものはありますか。

質問の意図はですね、多分一般廃棄物で今、太陽光パネルの設置、再生エネルギー関係で今まで伐採されたものが、だいた一般廃棄物で搬入されると思うのですが、数年前にこの審議会で、群馬県内の産業廃棄物の処理施設の規模と、それからどれぐらい処理がされていて、他県から、例えば栃木だとか長野からどれぐらい廃棄物が流入して、それを処理しているのかということ質問して、ご回答いただいた覚えがあります。

沼田は県の北の方で、周囲に山があるので、あの辺で太陽光パネルが設置されると、一般廃棄物として大量の木材が搬入されるのかなという、推定ですけど思うので。それで、産業廃棄物と一般廃棄物の現状の処理のですね、仕分けというのはございますか。

(事務局)

一般廃棄物と産業廃棄物の正確な量の把握はできておりませんが、概要を申し上げますと、先ほどの処理能力約1日120トンに対して、1日の処理予定量としては40トンの計画となっています。

それから、一般廃棄物と産業廃棄物の中で、県内が3割、それから県外から7割ということになっておりまして、県外につきましては、契約している収集運搬業者が、埼玉、東

京、神奈川、千葉、栃木、茨城、長野からですね、搬入を計画しているということでございます。

直接のお答えでないことがありますけれども、ご了承ください。

(小林委員)

40トンぐらいということですね。

ありがとうございました。

(小磯会長)

他に、ご質問あるいはご意見があったらお願いいたします。

(津久井委員)

内容ではなくて資料のことですが、議案添付資料14ページの配置図の縮尺が200分の1となっていますが、違うのでは。

(事務局)

委員ご指摘のとおりでして、A3でプロットしたものをA4に縮尺しておりますので、元の図面の縮尺が200分の1ということで訂正させていただきます。

(小磯会長)

他にご質問、ご意見はありますか。

(内田委員)

直接、関係しないことで恐縮ですが、この新しいものを見ると搬入・搬出の道路の接続部分がわからなくて、例えば地図を見ると南側に中学校があつて、北側に住宅地があつて、おそらく多くの子供たちがここを通ることが想定されるので、搬入車両が増えることによって、時間帯によっては子供達を通るのに危なくないような配慮とかを何か考えられたりしているのでしょうか。

(事務局)

今、スクリーンにお示ししております、あるいはお手元の方で図14をご覧いただきたいのですが、右側、市道24号線が緑で着色された部分で、車両の通行幅員としては7.5メートルということです。緑色の部分と、それから赤色の申請敷地の間に側溝と、それから空白の部分、これが2メートルから2.5メートルありますけれども、通学児童等はここを通過して通学するという状況です。

平成23年の当初立地の時に沼田市の教育委員会と協議をしております、車両の搬入・搬出については、通学時間帯を避けることを配慮するというので、地元協議が整っております。

以上、ご報告いたします。

(小磯会長)

他に何か気がついた点を含めて、いかがでしょうか。ございませんか。

それでは特にないようでしたら、第3号議案につきまして、都市計画上の支障がないということに決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それでは、ご異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議いたしました。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って、ご退場をお願いします。

静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人退場)

(小磯会長)

最後に「その他」ということでございますけども、事務局から何かございますか。

(都市計画課・剣持課長)

はい。次回、第200回審議会の開催についてですが、通例ですと、第1回定例県議会以降の3月下旬ですね、来年の3月下旬開催を予定しておりますが、審議事項等を踏まえまして、具体的には会長にご相談して、期日を改めて決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(小磯会長)

それではそのようにさせていただきたいと思います。

その他、審議会全般についても、皆様から何かございましたらお願いします。

(特になし)

(小磯会長)

特にないようですので、本日の審議会はこれもちまして終了させていただきます。

委員の皆様には、長時間にわたりまして、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

これもちまして、閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 10:56)